

○島根県空港条例施行規則

昭和40年3月26日

島根県規則第9号

改正 昭和44年4月22日規則第19号

昭和52年11月1日規則第86号

昭和55年6月27日規則第71号

昭和62年1月27日規則第4号

平成5年6月29日規則第54号

平成10年3月31日規則第37号

平成14年3月29日規則第52号

平成17年3月4日規則第10号

平成20年8月1日規則第60号

平成26年3月24日規則第34号

令和3年3月12日規則第10号

島根県空港条例施行規則をここに公布する。

島根県空港条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、島根県空港条例（昭和40年島根県条例第19号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(空港施設の使用)

第2条 条例第4条第1項の規定により、空港の運用時間内に空港の施設を使用しようとする者は、空港施設使用届（様式第1号）を知事に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合は、口頭その他の方法によることができる。

2 条例第4条第2項の規定により、空港の運用時間外に空港の施設を使用しようとする者は、時間外空港施設使用許可申請書（様式第1号の2）を知事に提出しなければならない。

(昭44規則19・全改)

(禁止行為)

第3条 条例第9条第5号に規定する知事が空港の機能を損なうおそれがあると認める行為は、次の各号に掲げる行為とする。

(1) 滑走路、誘導路、エプロンその他知事が定める区域（以下「制限区域」という。）

に立ち入ること（航空機乗組員、旅客その他知事が必要と認める者が立ち入る場合を除

く。)

(2) 制限区域その他知事が定める場所で喫煙すること。

(3) 前各号に定めるもののほか、航空機の安全な離着陸若しくは停留を妨げ、又は空港の施設を毀損し、若しくは汚損するおそれのある行為で知事が別に定めるもの

(平5規則54・追加、平26規則34・一部改正)

(入場の制限)

第4条 知事は、混雑の予防その他空港の管理上必要があると認めるときは空港への入場を制限し、又は禁止することができる。

(平5規則54・追加)

(行為の制限)

第5条 空港において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

(1) 広告物を表示し、又は宣伝活動を行うこと。

(2) 募金その他の勧誘行為を行うこと。

(3) 競技会、展示会、博覧会その他の催しをすること。

2 前項の許可を受けようとする者は、催事等許可申請書(様式第2号)を知事に提出しなければならない。

3 知事は、第1項の許可について、管理上必要な条件を付することができる。

(平5規則54・追加)

(工作物の設置等の許可申請)

第6条 条例第10条の規定により、空港において工作物を設置し、又は空港内の土地若しくは建物(以下「土地等」という。)を使用しようとする者は工作物設置等許可申請書(様式第3号)を、当該工作物を増築し、改築し、若しくは移転し、若しくは当該工作物の用途を変更し、又は当該土地等の使用目的を変更しようとする者は工作物等変更許可申請書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

(平5規則54・追加)

(空港内営業の許可申請)

第7条 条例第11条第1項の規定により、空港内営業の許可を受けようとする者は、空港内営業許可申請書(様式第5号)2通を知事に提出しなければならない。

(昭44規則19・一部改正、平5規則54・旧第3条繰下・一部改正)

(着陸料等の納付方法)

第8条 着陸料及び停留料（以下「着陸料等」という。）の納付は、着陸料等納付書（様式第6号）に当該納付すべき着陸料等の額に相当する額の島根県収入証紙を貼付してしなければならない。ただし、条例第14条第3項に規定する着陸料等の納付の特例の承認を受けた者は、知事が発行する納入通知書により納付することができる。

2 前項ただし書の承認を受けようとする者は、納付特例承認申請書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

（平14規則52・全改、平26規則34・一部改正）

（着陸料等の減免）

第9条 条例第16条の規定により着陸料等を減免する場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 国又は地方公共団体が公用のため使用したとき。
- (2) 航空交通管制その他行政上の必要から着陸を命ぜられて着陸し、又は停留したとき。
- (3) 離陸後やむをえない事由により、他の空港に着陸することなく再び着陸したとき。
- (4) 災害のためやむをえず着陸し、又は停留したとき。
- (5) やむをえない事由により不時着したとき。
- (6) 航空保安事務所長の認めた試験飛行のため着陸したとき。
- (7) 隠岐空港に着陸したとき（重量が6トンを超える航空機に係る場合に限る。次号において同じ。）。
- (8) 直前に隠岐空港を離陸した航空機が着陸したとき。
- (9) 直前に沖縄島に所在する空港を離陸した航空機が着陸したとき（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第20項に規定する国内定期航空運送事業の用に供する航空機に係る場合に限る。）。
- (10) 前各号に定める場合のほか、知事が特に必要と認めたとき。

2 条例第16条の規定により着陸料等の減免を受けようとする者は、着陸料等減免申請書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

（昭52規則86・昭55規則71・一部改正、平5規則54・旧第6条繰下・一部改正、平10規則37・一部改正、平14規則52・旧第10条繰上、平20規則60・一部改正）

（使用料の減免）

第10条 条例第16条の規定により使用料を減免する場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 災害その他の緊急事態の発生により、当該土地又は建物を応急施設として、短期間

使用するとき。

(2) 県の事務又は事業の遂行に伴い工作物等を移転し、又は新たに工作物等を設置する場合で知事が必要と認めるとき。

(3) 前各号に定める場合のほか、知事が特に必要と認めるとき。

2 条例第16条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、土地建物使用料減免申請書（様式第9号）を知事に提出しなければならない。

（平5規則54・追加、平14規則52・旧第11条繰上）

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

附 則（昭和44年規則第19号）

この規則は、島根県空港条例の一部を改正する条例（昭和44年島根県条例第18号）施行の日から施行する。

（施行の日＝昭和44年8月1日）

附 則（昭和52年規則第86号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の島根県空港条例施行規則第5条の規定により着陸料の納付の特例の承認を受けた者に係る昭和52年10月分の着陸料の減額については、この規則による改正後の島根県空港条例施行規則第6条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この規則の施行の日前から引き続き停留している者に係る停留料の減額については、なお従前の例による。

附 則（昭和55年規則第71号）

この規則は、昭和55年7月1日から施行する。

附 則（昭和62年規則第4号）

この規則は、昭和62年2月1日から施行する。

附 則（平成5年規則第54号）

（施行期日）

1 この規則は、平成5年7月2日から施行する。

（島根県収入証紙条例施行規則の一部改正）

2 島根県収入証紙条例施行規則（昭和39年島根県規則第58号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成10年規則第37号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成14年規則第52号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第10号）

この規則は、平成17年3月7日から施行する。

附 則（平成20年規則第60号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年規則第34号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和3年規則第10号）

（施行期日）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の島根県空港条例施行規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第 1 号(第 2 条関係)

年 月 日

島根県知事 様

住 所

氏 名

空 港 施 設 使 用 届

次のとおり空港施設を使用します。

- 1 使用空港の名称
- 2 航空機の種類、型式及び登録番号
- 3 航空機の最大離陸重量
- 4 着陸及び離陸の日時
- 5 その他参考事項

様式第 1 号の 2(第 2 条関係)

年 月 日

島根県知事 様

住 所

氏 名

時間外空港施設使用許可申請書

次のとおり時間外に空港施設を使用したいので許可されるよう申請します。

- 1 使用空港の名称
- 2 時間外使用の理由
- 3 航空機の種類、型式及び登録番号
- 4 航空機の最大離陸重量
- 5 着陸及び離陸の日時
- 6 施設の安全確認方法
- 7 その他参考事項

様式第2号(第5条関係)

年 月 日

島根県知事 様

住所又は所在地
氏名又は名称

催事等許可申請書

次のとおり空港内で催事等を行いたいので、許可して下さるよう申請します。

- 1 催事等を行う空港名
- 2 催事等の種類
- 3 催事等に使用する場所
- 4 使用目的又は利用計画
- 5 使用期間 年 月 日 時 分から
 年 月 日 時 分まで
- 6 その他参考事項

(備考)

添付書類

- (1) 関係図面
- (2) その他知事が必要と認める書類

様式第3号(第6条関係)

年 月 日

島根県知事 様

住所又は所在地
氏名又は名称

工 作 物 設 置 等 許 可 申 請 書

次のとおり空港内 に工作物を設置
の土地を使用
の建物を使用 したいので、許可して下さるよう申請します。

1 使用空港の名称

2 数量

3 使用目的又は利用計画

4 使用期間 年 月 日 時 分から
 年 月 日 時 分まで

5 その他参考事項

(備 考)

添付書類

- (1) 関係図面
- (2) その他知事が必要と認める書類

様式第4号(第6条関係)

年 月 日

島根県知事 様

住所又は所在地
氏名又は名称

工 作 物 等 変 更 許 可 申 請 書

次のとおり空港内の工作物等の設置について変更したいので、許可して下さるよう申請します。

1 指令番号 年 月 日 指令第 号

2 変更事項

(1) 変更前

(2) 変更後

3 変更理由

4 その他参考事項

(備考)

添付書類

(1) 関係図面

(2) その他知事が必要と認める書類

様式第5号(第7条関係)

年 月 日

島根県知事 様

住所又は
所在地

氏名又は
名称

空港内営業許可申請書

次のとおり空港内において営業したいので、許可くださるよう、別紙関係書類を添えて申請します。

- 1 営業しようとする空港名
- 2 営業の種類
- 3 目的
- 4 資本の額
- 5 利用する施設
- 6 営業期間
- 7 現に行っている営業がある場合は、その営業の概要
- 8 その他参考事項

(備考)

添付書類

- (1) 定款又は寄付行為(法人でない者にあつては戸籍抄本)
- (2) 法人の登記事項証明書並びに最近の財産目録、貸借対照表及び損益計算書(法人でない者にあつては、資産又は納税に関する証明書)
- (3) 当該営業について、主務官公庁の許可又は認可を必要とする場合には、当該営業の許可又は認可を証する書類

様式第6号(第8条関係)

着陸料等納付書

年 月 日

島根県知事 様

納付者 住所又は
所在地
氏名又は
名称

次のとおり、着陸料等を納付します。

納付額	円	内		円		
		着陸料	停留料	円		
使用空港名						
空港使用日時	着陸	年	月	日	時	分
〔2回以上使用の場合は明細書を添付すること。〕	停留	年	月	日	時	分から
		年	月	日	時	分まで
(停留 時間)						
収入証紙貼付欄						

様式第7号(第8条関係)

年 月 日

島根県知事 様

住所又は
所在地

氏名又は
名称

納付特例承認申請書

次のとおり着陸料等の納付の特例について、承認を受けたいので申請します。

- 1 使用しようとする空港名
- 2 特別徴収を受けようとする着陸料等
- 3 特別徴収を受けようとする理由
- 4 特別徴収を受けようとする期間

年 月 日 から

年 月 日 まで

- 5 着陸料等の納付方法
 - (1) 納入通知書により、1月分ごとに一括して納付
 - (2) その他()
- 6 その他参考事項

様式第8号(第9条関係)

年 月 日

島根県知事 様

住所又は
所在地

氏名又は
名称

着陸料等減免申請書

次のとおり着陸料の減免を受けたいので、申請します。

- 1 使用しようとする空港名
- 2 着陸料等の額
 - (1) 規定の着陸料等の額 着陸料
 停留料
 - (2) 減免を受けようとする着陸料等の額
 - ア 減額 着陸料
 停留料
 - イ 免除 着陸料
 停留料
- 3 免除を受けようとする場合にあつては、その理由
- 4 その他参考事項

様式第 9 号(第 10 条関係)

年 月 日

島根県知事 様

住所又は所在地
氏名又は名称

土地建物使用料減免申請書

次のとおり使用料の減免を受けたいので、申請します。

- 1 使用する空港名
- 2 使用料の額
 - (1) 既定の額
 - (2) 減免を受けようとする額
- 3 免除を受けようとする理由
- 4 その他参考事項

様式第1号（第2条関係）

（昭44規則19・追加、平5規則54・平10規則37・一部改正）

様式第1号の2（第2条関係）

（昭44規則19・追加、平5規則54・平10規則37・一部改正）

様式第2号（第5条関係）

（平5規則54・追加、平26規則34・令3規則10・一部改正）

様式第3号（第6条関係）

（平5規則54・追加、平26規則34・令3規則10・一部改正）

様式第4号（第6条関係）

（平5規則54・追加、平26規則34・令3規則10・一部改正）

様式第5号（第7条関係）

（昭44規則19・旧様式第1号繰下、平5規則54・旧様式第1号の3繰下・一部改正、平17規則10・令3規則10・一部改正）

様式第6号（第8条関係）

（昭62規則4・一部改正、平5規則54・旧様式第2号繰下・一部改正、平10規則37・平26規則34・一部改正）

様式第7号（第8条関係）

（平5規則54・旧様式第3号繰下・一部改正、平14規則52・令3規則10・一部改正）

様式第8号（第9条関係）

（昭62規則4・一部改正、平5規則54・旧様式第4号繰下・一部改正、平10規則37・平14規則52・一部改正）

様式第9号（第10条関係）

（平5規則54・追加、平14規則52・令3規則10・一部改正）